

関西文化学術研究都市(京都府域)における 景観の形成に関する計画

平成20年	9月	公表
平成20年	10月	発足
平成22年	2月	変更
平成26年	2月	変更
平成26年	10月	変更
平成28年	8月	変更
平成30年	10月	変更
令和	4年 4月	変更

京都府

目 次

(関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画)

1	学研都市における景観形成の取り組み	1
2	景観形成の規制誘導等の実施	2
3	対象区域図	3
4	景観形成の方針等	4
5	景観形成の基準	7
6	届出等の対象行為	22
7	整備計画の提出と届出のフロー	23

1 学研都市の景観形成の取り組み

京都府では、関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針（昭和62年9月策定）、関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画（昭和63年3月作成）等に基づき、関西文化学術研究都市（京都府域）（以下「学研都市」という。）の良好な都市景観の形成を推進している。

(1) 関西文化学術研究都市（京都府域）における建築物等の整備要綱による景観形成の誘導

- 「関西文化学術研究都市（京都府域）における建築物等の整備要綱（平成元年4月施行）」（以下「整備要綱」という。）により、学研都市の建設当初から、景観形成誘導指針等の技術指針を定め、対象地域（文化学術研究ゾーン及びセンターゾーンの一部）における建築物の建築等に対する整備計画書の提出・指導・助言により、良好な都市景観の形成を推進している。
- 建築物等の整備計画書の審査、技術指針を定め又は改定する時は、市町並びに関西文化学術研究都市景観委員会（平成19年6月以降は京都府景観審議会関西文化学術研究都市景観部会）の意見を聴取している。

(2) 関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画による景観形成の規制・誘導

- 景観法の制定（平成16年6月公布）等を踏まえ、整備要綱による景観形成の取り組みの継承と、実効性のある規制誘導等を図るために「関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画」（以下「計画」という。）を作成し、計画に基づく景観形成の規制・誘導に取り組むものとする。

2 景観形成の規制誘導等の実施

京都府を代表する広域景観の一つとして、優れた景観を形成し、将来に継承されるよう着実な整備及び保全を図るため、地元の市町及び住民による良好な都市環境の形成の取り組み（建築協定、地区計画等）との役割分担や協働のもと、文化学術研究ゾーン等における都市景観の形成や、シンボリックな道路における沿道景観の形成を住民や事業者等の意識の向上を図りながら実施するものとする。

規制誘導等の実施については、関西文化学術研究都市建設促進法並びに同法に基づく基本方針、建設計画の改正・変更等に応じた見直しや、土地利用の具体化に応じた見直しを行うとともに、都市景観・沿道景観の形成等の状況や市町・住民等の取り組み等の状況に応じた見直しを行うこととする。

(1) 文化学術研究ゾーン及びセンターゾーンにおける建築物等の景観に係る規制誘導

対象区域図で示す文化学術研究ゾーン及びセンターゾーンにおける建築物等の新築、増改築、移転、外観の変更（小規模行為を除く）については、整備計画書の提出を求め、関係市町の意見及び景観審議会（関西文化学術研究都市景観部会）の意見を聴取したうえで、必要な指導、助言を行うことにより建築物の形態意匠や屋外広告物、緑化などの景観誘導の継続を図るとともに、景観形成の実行性を確保するため景観法に基づく届出、勧告、変更命令等の対象として、建築物の形態意匠等について規制誘導を行う。

(2) 文化学術研究地区におけるシンボリックな道路沿道景観形成の誘導

対象区域図で示す各文化学術研究地区内におけるシンボリックな道路※及びその沿道の大規模な公共施設等の新設等については、整備計画書の提出を求め、関係市町及び景観審議会（関西文化学術研究都市景観部会）の意見を聴取したうえで、指導、助言による景観誘導を図る。

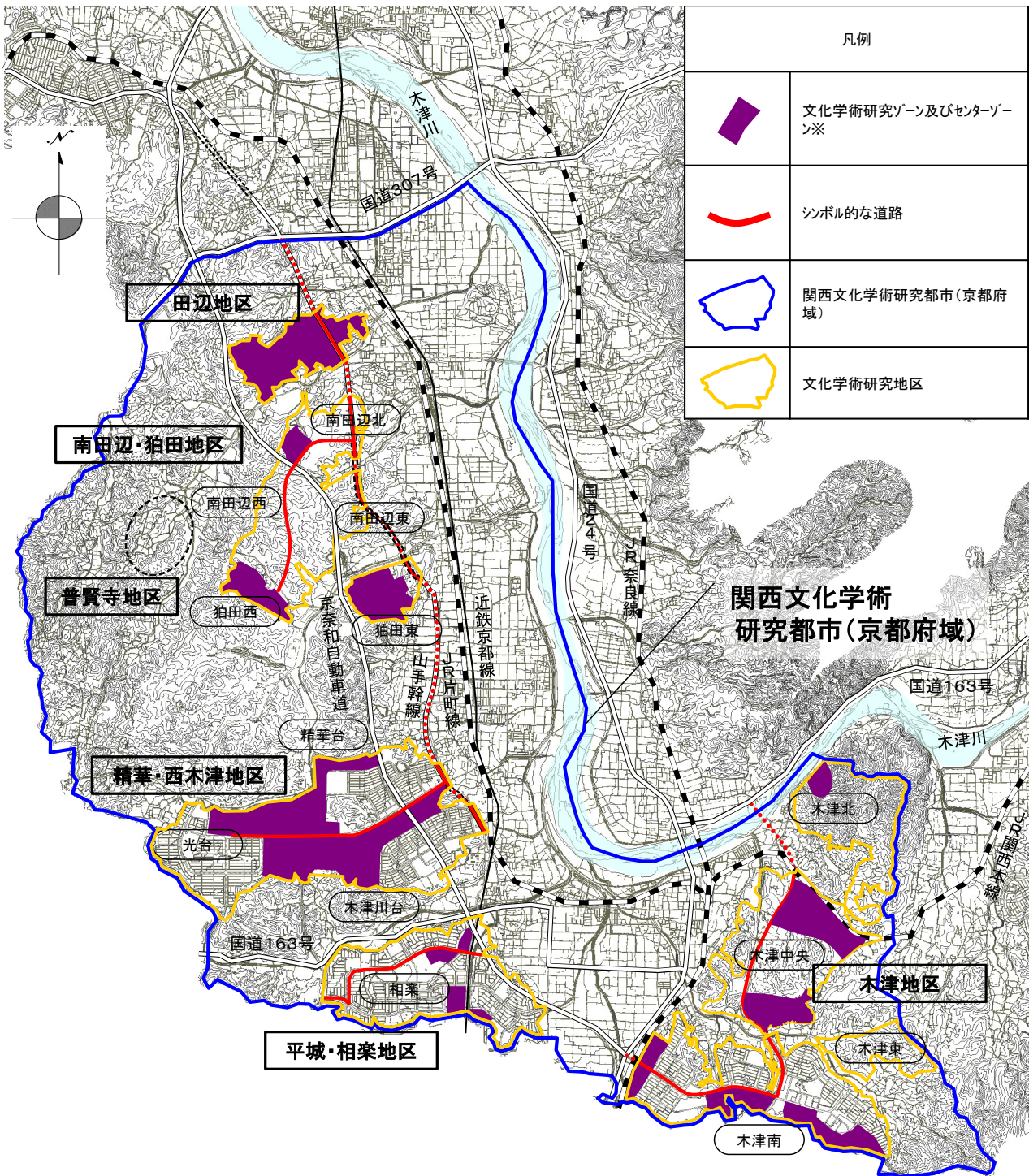
(3) 文化学術研究地区の景観に対する意識向上

良好な景観形成に関する情報発信、表彰、その他の取り組み等を実施することにより、文化学術研究地区の景観形成の一層の推進を図る。また、事例の収集等において、住民や事業者の参加や地元市町との連携や協力を得る等、参加と協働による景観づくりの促進を図る。

※ シンボリックな道路：山手幹線、南田辺狛田中央線、精華大通り線、東中央線及び東西幹線1号線をいう。

3 対象区域図

景観形成の規制誘導等の実施の対象とする文化学術研究ゾーン、センターゾーン、シンボリックな道路及び文化学術研究地区は次の図のとおりとし、景観法第8条第1項の規定により、文化学術研究ゾーン及びセンターゾーンの区域について、良好な景観の形成に関する計画を定めるものとする。



注 本図は、おおむねの区域を示したものである。

注 図中の文化学術研究ゾーン及びセンターゾーンは関西文化学術研究都市(京都府域)の建設に関する計画の同ゾーンのうち、土地利用が具体化されたものである。

※ 図中の文化学術研究ゾーン及びセンターゾーンを、景観法第8条第2項第1号の景観計画の区域とする。

4 景観形成の方針等

景観形成の規制誘導等の実施にあたっては、景観形成の方向等を踏まえ実施するものとし、文化学術研究ゾーン又はセンターゾーンに適用する景観形成の方向及び景観形成の方針を、景観法第8条第3項の規定により定める景観計画区域における良好な景観形成に関する方針とする。

景観形成の基本理念

- 自然と生活の調和や都市的交流の場を創出し、未来を拓く知の創造都市にふさわしい緑と水辺及び生活のある街並みの形成
- 国際的に誇れる、日本を代表する歴史、豊かな地域特性を持つ文化を活かした街並みの形成

<文化学術研究地区>

低密度区域の景観形成の方向

文化学術研究の場として、京阪奈丘陵の地域環境及び周辺地区と調和した格調高く緑豊かで親しみやすい景観を形成する。

高密度区域の景観形成の方向

先進性、国際性を旨とする学研都市にふさわしい優れた造形性を持つ建築群とともに、シンボリックな道路と一体となったにぎわいのある都市空間として、親しみやすい景観を形成する。

住宅地区の景観形成の方向

里山のゆるやかな丘陵景観や豊かな緑と調和したうらおいのある景観を形成する。

シンボリックな道路沿いの景観形成の方向

学研都市の道路軸と、周辺の自然環境、沿道の土地利用等との調和を図り、各文化学術研究地区の優れた景観を結び連続性のある一体的な道路景観を形成する。

低密度区域の景観形成の方針

(シンボリックな道路沿い)

- 隣地の建物と調和のとれた親しみやすく、格調高い沿道景観を形成する。
- 街並みに活気や都市らしさを持たせるために、建物と道路の距離関係が適度な緊張感のある沿道景観を形成する。

高密度区域の景観形成の方針

(シンボリックな道路沿い)

- 周辺市街地を含め都市全体の景観形成と調和を図りつつ、街区全体でシンボリックで親しみやすい都心的景観の形成を図るとともに、中心性やランドマーク性を強調する。
- 都市機能の集積、都心的緊張感、街並みの連続性等が感じられる沿道景観を創出する。

住宅地区の景観形成の方針

(シンボリックな道路沿い)

- 隣地の建物と調和のとれた親しみやすく、緑豊かな沿道景観を形成する。

共通の景観形成の方針

(文化学術研究地区周辺部からの視点)

- 文化学術研究地区周辺部からの里山景観を保全するために、地区の外周部(尾根部等)では極力現況緑地の保全、再生を図るとともに、敷地内に新たな植栽等を設けて緑量の減少を防ぐ。
- (補助幹線道路、区画道路沿い)
- 裏側的な景観とならないようにサービスヤード、駐車場、グラウンド等の修景、豊かな緑の確保等による親しみのある景観を形成する。

<文化学術研究都市>

文化学術研究地区の景観に対する普及啓発を実施

注 高密度区域、低密度区域：対象区域図で示す文化学術研究ゾーン及びセンターゾーンの内、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が商業地域として定められている区域及び精華・西木津地区の準工業地域のうち、同法同条第3項第2号イの規定により都市計画において容積率が400%と定められている区域を「高密度区域」とし、それ以外の区域を「低密度区域」とする。

注 住宅地区：対象区域図で示す文化学術研究地区の内、文化学術研究ゾーン及びセンターゾーン以外の区域とする。

(1) 学研都市の景観特性

南山城盆地の地域の地形は、木津川の流れを軸に、これに沿う形で平地、丘陵地、台地、山地と比較的ゆるやかな勾配で層をなすように構成されており、このような特徴的な地形が、重層的な景観の基礎となっている。

- 南山城盆地の中央を流れる木津川、木津川沿いの平地を横断する形に流れる天井川及び丘陵部の緑地帯が地域の景観を大きく特徴づけている。
- 既成市街地からの視界を大きく占める丘陵斜面の緑地は、南山城盆地をかたちづくる特徴的な里山景観を呈するとともに、多くの社寺、遺跡を含み、歴史的、文化的雰囲気漂う部分となっている。
- 府県境界となっている尾根部分は、既成市街地からの遠景としてゆるやかなスカイラインを形成しており、里山部分との二重のエッジにより、重層的な盆地の景観の外縁をつくりあげている。
- 甘南備山、飯岡、鹿背山が独立峰、丘陵として地域のランドマークとなっている。
- 京田辺市酒屋神社周辺、精華町の北稻八間集落周辺、京田辺市の普賢寺、天王集落周辺の豊かな農地と伝統的な勾配屋根の集落群及び背景となる山並みからなる田園風景が残っており、地域を代表する原風景的な景観となっている。

(2) 学研都市における景観形成の基本理念

自然と生活の調和や都市的交流の場を創出し、未来を拓く知の創造都市にふさわしい緑と水辺及び生活のある街並みの形成を目指す。

- ゆるやかな丘陵の緑、木津川の水辺等の地域の自然と調和したクラスター状の「緑の中の都市」の建設を目標としており、さらに、中心部においては、にぎわいのある、都心的でシンボリックな景観形成を目標としている。
- 市民の知や研究者の知による生産や文化の創出が促進され、日々新し価値が創造されるとともに、先進的で自立的な「持続可能社会」での市民や研究者による住まい方や生き方が創造され、発信されていく都市の形成を目指す。

国際的に誇れる、日本を代表する歴史、豊かな地域特性をもつ文化を活かした街並みの形成を目指す。

- 平城京、平安京等歴史的な流れの中での都市建設を目標としており、自然と一体となって緑の中に点在し、日本の歴史と文化を代表する地域特性を新たな視点で活かし、文化の継承発展を図る。

(3) 景観形成の方向、景観形成の方針※

(3)－1 低密度区域の景観形成の方向、方針

[景観形成の方向]

文化学術研究の場として、京阪奈丘陵の地域環境と調和した格調高く、緑豊かで親しみやすい景観を形成する。

[景観形成の方針]

(シンボリックな道路沿い)

- 隣地の建物と調和のとれた親しみやすく、格調高い沿道景観を形成する。
 - 街並みに活気や都市らしさを持たせるために、建物と道路の距離関係が適度な緊張感のある沿道景観を形成する。
- ###### (補助幹線道路、区画道路沿い)
- 裏側的な景観とならないようにサービスヤード、駐車場、グラウンド等の修景、豊かな緑の確保等による親しみのある景観を形成する。
- ###### (文化学術研究地区周辺部からの視点)
- 文化学術研究地区周辺部からの里山景観を保全するために、地区の外周部（尾根部等）では極力現況緑地の保全、再生を図るとともに、敷地内に新たな植栽等を設けて緑量の減少を防ぐ。

(3)－2 高密度区域の景観形成の方向、方針

[景観形成の方向]

先進性、国際性を目指す学研都市にふさわしい優れた造形性をもつ建築群とともに、シンボリックな道路と一体となったにぎわいのある都市空間として、親しみやすい景観を形成する。

[景観形成の方針]

(シンボリックな道路沿い)

- 周辺市街地を含め都市全体の景観形成と調和を図りつつ、街区全体でシンボリックで親しみやすい都心的景観の形成を図るとともに、中心性やランドマーク性を強調する。
 - 都市機能の集積、都心的緊張感、街並みの連続性等が感じられる沿道景観を創出する。
- ###### (補助幹線道路、区画道路沿い)
- 裏側的な景観とならないようにサービスヤード、駐車場、グラウンド等の修景、豊かな緑の確保等による親しみのある景観を形成する。
- ###### (文化学術研究地区周辺部からの視点)
- 文化学術研究地区周辺部からの里山景観を保全するために、地区の外周部（尾根部等）では極力現況緑地の保全、再生を図るとともに、敷地内に新たな植栽等を設けて緑量の減少を防ぐ。

※ 景観法第8条第3項の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針とする。

5 景観形成の基準

(1) 景観法の届出等の対象基準及び整備計画書の提出の対象の基準等

景観法第8条第4項第2号の規定により条例で定める基準は次表の建築物、工作物及び土地の形質の変更の項目に係る各基準とし、整備計画書の提出等の対象の基準は、次表のすべての項目に係る基準とする。(表中の各基準欄の数字は、8頁から17頁の番号に対応)

項目	低密度区域における 景観形成の基準	高密度区域における 景観形成の基準
共通事項	(2) - 1 - 1) ~3)	(2) - 2 - 1) ~3)
建築物	(2) - 1 - 4) ~7) ※1	(2) - 2 - 4) ~8) ※1
工作物	(2) - 1 - 8) ※1	(2) - 2 - 9) ※1
土地の形質の変更	(2) - 1 - 9) ~12) ※2	(2) - 2 - 10) ~13) ※2
屋外広告物	(2) - 1 - 13)	(2) - 2 - 14)
緑化	(2) - 1 - 14) ~18)	(2) - 2 - 15) ~18)
壁面の位置等	(2) - 1 - 19)、20)	-
その他	(2) - 1 - 21) ~24)	(2) - 2 - 19) ~21)

 : 景観法届出等の対象の基準

 : 整備計画書の提出の対象の基準等

※1 景観法第8条第4項第2号により規定する規制又は措置の基準とする。

※2 景観法第8条第4項第2号により規定する法第16条第3項の規定による規制又は措置の基準とする。

(2)－1 低密度区域における景観形成の基準

注 枠外のア、イ等は各基準の解説とする。

(共通事項)

1) 周辺地区の自然的・社会的・文化的環境との調和を図るとともに、建築物等の整備による効果が周辺に波及するように努める。
また、周辺の住宅地ゾーンの居住環境との調和に配慮する。

- ア 各施設の建設・運営は、周辺の土地利用との調和、周辺に開かれた敷地利用、周辺地区整備との関連等、関係者の積極的対応が求められる。
- イ 住宅地ゾーンに隣接する場合には、特に居住環境への配慮を十分に行う必要がある。

2) 地域の自然的・歴史的・文化的特性を活用しつつ、創意・工夫により、良好な都市景観の形成に努める。

- ア 国際的に誇れる、日本を代表する歴史・豊かな地域特性を持つ文化を活かした都市景観が形成されるよう創意・工夫に努める。

3) 良好な都市環境を長期にわたって維持・育成していくため、施設の維持管理に努める。

- ア さまざまな工夫、配慮により形成された良好な都市景観は、不断の努力によってはじめて維持、育成することができるものであり、施設の維持管理について計画段階から十分検討しておく。

(建築物)

4) 建築物の高さは、中低層を標準とし、高密度区域と対比する景観形成を行う。

- ア 公園の中に立地するような緑豊かな空間形成及び地区の中での低密度区域から高密度区域へ向かって密度の高まりを目標として、建築物の高さは、中低層を標準とする。
- イ 文化学術研究地区周辺部では、可能な限り低層化し、周辺の山並み等と調和を図る。

5) 建築物の形態、意匠及び色彩は、隣地、周辺の山並み等との調和を図る。

- ア 屋根の形態は、周辺の山並み等と調和する形態を標準とし、スケール感に留意する。
- イ 大規模壁面は、単調にならないように適切に分節する。
- ウ 文化学術研究地区周辺部では、壁面及び屋根の分節化等により、緑地景観との調和を図る。
- エ 色彩は、全体として周辺の緑との調和を図る。(原色の使用は部分に限る。)
- オ 交差点部の建物コーナーは、隅切り、入り隅等によりコーナー部の壁面を大きくする等、交差点部を印象付ける要素となるよう意匠には十分配慮する。

6) 建築設備は、景観阻害要因とならないよう遮へい化、修景等を行う。

- ア 屋上設備は、屋根内に遮へいする。やむを得ず屋根内に収められない場合は、建築物と一体的になるようにその形状及び意匠に十分配慮する。
- イ 各種配管、配線、水槽等は、極力建築物内に納める。やむを得ず設備機器等を屋外に設置する場合は、植栽等による遮へい、遮へい用壁面の意匠の工夫及び設備機器自体の意匠の工夫を行う。(特に一般の利用する場所からは遮へいする。)
- ウ 敷地内の電線類は、地下に埋設する。また、これに関連する設備機器も目立たないように設置場所、形態等を工夫する。

7) サービスヤード、ゴミ置き場等は、景観阻害要因とならないように設置位置に配慮するとともに、十分な修景を行う。

- ア サービスヤード、ゴミ置き場等は、シンボリックな道路沿いには可能な限り設けない。
- イ 位置、向き等を工夫するとともに、周囲に植栽帯を設け、一定の透過性を確保しながらも内部が露見されないようにする。
- ウ 屋外での製品、機械、資材等の貯蔵は、行わない。

(工作物)

8) 工作物については、周辺の山並みや緑、周囲の建築物等と調和するよう意匠、形態、色彩等に十分配慮する。

(土地の形質の変更)

9) 外構は、可能な限り開放的にし、緑化等によるアメニティの向上に努める。

- ア 敷地が角地の場合には、交差点コーナー部で歩道と一体となる公開的空地を設ける等交差点を印象付けるように外構を工夫する。
- イ 敷地の周囲、特に道路沿いには、閉鎖的な塀等は設置しない。やむを得ず垣、柵等を設置する場合は、見通しのきくものとし、植栽帯の背後に設けること等により道路から目立たないようにする。また、開発行為で造成された法面等は尊重するものとし、擁壁を設置する場合は、高さ、材料、植栽等に配慮し、圧迫感の軽減を図る。
- ウ 道路沿いの路面、公開的空地等の舗装は、歩道部分との調和に配慮する。
- エ 建物の出入り口に至る部分、出入り口周辺、公開的空地等には、モニュメント、噴水、花壇の設置等のアメニティが高まる工夫を積極的に行い、利用者が心地良く利用できるように工夫する。
- オ グランド、テニスコート等は、シンボリックな道路沿いには可能な限り設けない。他の道路沿いに設ける場合も、フェンス等は見通しのきくものとし、開放性のある植栽帯を設ける。
- カ シンボリックな道路沿いのオープンスペースについては、隣地との調和(植栽の連続性等)を図り、心地よい空間が連続するように工夫する。

10) 駐車場は、景観阻害要因にならないよう設置位置に配慮するとともに、十分な修景を行う。

- ア 駐車場は、シンボリックな道路沿いには可能な限り設けない。
- イ 駐車場では、内部を仕切る植栽帯の設置、質の高い舗装材を用いる等、修景に配慮する。また、周囲には、植栽帯、マウンド等を設け、道路、公開的空地等から目立たないようにする。

11) 夜間の景観に配慮するとともに、設置するストリートファニチュア等の配置・意匠を工夫する。

- ア 道路沿いの植栽帯、公開的空地には、効果的な樹木照明、街路照明等に十分配慮する。
- イ 敷地内に設置する照明機器、ストリートファニチュア等は、建物及び周囲の環境に調和するように意匠には十分配慮する。

12) 敷地への進入口はできるだけ制限し、シンボリックな道路からは一箇所以内とするものとする。ただし、シンボリックな道路にしか進入口が設置できない1ha以上の敷地については、2箇所以内とする。

- ア 進入口は、歩道との一体化に十分配慮する。また、沿道植栽帯の連続を確保するため、最小限の幅とする。
- イ 進入口を2箇所設置する場合は、原則として、その間隔を50m以上確保する。

(屋外広告物)

13) 屋外広告物(以下広告物という。)は、美観風致を良好に保ち、周囲の景観と調和したものとする。

- ア 広告物のデザインは周囲との景観の調和に工夫するものとする。
- イ 広告物は自己の事業に関するものに限り、京都府屋外広告物条例第12条の3の規定により規則で定められた基準に該当するものを、1事業所当たり3箇所以内とする。
- ウ 建築物の壁面から突出する広告物及び建築物の屋上を利用した広告は、設置しない。
- エ 壁面の広告は控え目にし、かつ建物と一体となったデザインとする。
- オ 周囲の緑と調和するよう刺激的な色彩及び装飾は、用いない。

(緑化)

14) 敷地利用の計画に当たっては、適切な位置に十分な緑化スペースの確保を図るものとする。

- ※ ここでいう「緑化スペース」とは、敷地外周部の沿道植栽帯、隣地境界植栽帯、敷地内の植栽地、庭園、屋外運動施設、広場、池、リザーブ用地等の非建ぺい地をいう。
- ア 将来の施設の拡充を考慮した上で、デザインのなされた緑化スペースを十分確保し、ゆとりのある環境の創出が望まれる。
- イ 緑化スペースは、できる限り植栽を行うものとし、地肌の露出する部分は原則

として芝、ササ等の地被植物によるグラウンドカバー又は砂利敷等の処理を施すものとする。

- ウ 文化学術研究地区周辺部では、建物の位置は、緑地等の確保のため、文化学術研究地区境界から後退させる。
- エ 尾根部分の文化学術研究地区境界沿いには、植栽帯を設け、足元の緑量を確保する。
- オ 尾根部分以外の文化学術研究地区境界沿いには、ボリューム感のある植栽帯を設ける。

15) 緑化スペースは、一般の人も利用することができるよう配置・運営に努めるものとする。

- ア 対象地域には、公園・緑地が配置されていないため、確保された緑化スペースは、可能な限り多数の人が利用できるように努力する。また、イベント、展示等緑化スペースの性格に応じた使い方を工夫する。
- イ コーナー部のスポットパーク化、沿道植栽帯の散策路化、歩道との一体化によるにぎわいの演出等公開的空地として多様な開放形態を検討する。

16) 敷地面積における緑化面積の割合は、別表以上を確保するものとする。

- ア 緑化面積には樹木、草花、芝等の植栽地のほか、池、噴水、水流等の修景施設を含むものとする。
- イ 地上以外の緑化について、地上の緑化面積と同等以上に景観上の効果が認められる場合は、地上の緑化面積相当分を緑化面積に含むものとする。

17) 敷地境界沿いには、別表に定める幅以上の植栽帯を確保するものとし、開放性の高い形状のものとする。

- ア 画一的な景観に変化を与えるため、また景観上のマイナス要因の目かくし、地域景観との融合及び空間の領域感等緑豊かでアメニティの高い景観形成のため、敷地境界沿いに植栽帯を確保するものとする。
- イ 植栽帯は、その性格や機能（修景、緩衝、保全等）を考慮し、起伏、粗密、高低等による景観的变化を盛り込み、視覚的・心理的快適性を創出する。

18) 敷地内の緑化に当たっては、保全されている樹木及び表土を尊重し、できるだけ連続感を保たせるよう計画するものとする。

- ア 自然地形上、里山景観上の重要な箇所等については、開発行為に当たって樹木及び表土が保全されている箇所があり、緑地計画立案時には、十分尊重する。
- イ 歩道植栽と沿道植栽との一体化、沿道植栽帯と敷地内の植栽地の連続、隣地境界植栽帯の連続、一体化等に留意し、緑の豊かさ及び開放的な雰囲気を生み出すと同時に建築物等との調和に配慮した計画とすること。
- ウ 植栽帯、街路樹と調和させるとともに、道路から建物が見通せるように、また、敷地内に庭園等を設けた場合には、それらが道路から享受できるように樹木の密度、高さ等を工夫する。
- エ 地域の既存植物種（アカマツ、コナラ、クヌギ、竹等）にも配慮した植栽を行うとともに、周辺の既存林を含めて一体的な緑の景観づくりに努めるとともに、季節感のある花木等選択にも工夫する。

(壁面の位置等)

19) 建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、別表以上を確保するものとする。

ア 低密度区域においては、並木や植栽帯の樹間を通して建物が見えるような、うるおいのある空間を形成する。壁面の位置は、建物による圧迫感の解消、植栽帯の幅等を考慮して敷地境界線から別表以上後退させるものとする。

20) 門を設置する場合は、道路境界線より別表以上後退させるものとする。

ア 低密度区域において門を設置する場合は、周辺景観及び敷地内の状況を配慮し、調和が得られる形態及び意匠とするとともに、植栽帯の連続性を阻害しないよう道路境界線から別表以上後退させて配置する。

(その他)

21) 段階的建設を行う場合には、将来の可能性を明確にし、全体としての調和を図るものとする。

ア ある定められた敷地内に、どのような施設を配置していくかを考える場合、全体像を把握しておかねばならない。こうした全体計画を十分に検討し全体としての調和を図る。

22) シンボリックな道路沿道の敷地において段階的建設を行う場合には、初期段階からシンボリックな道路の沿道の都市景観の演出に貢献するよう、可能な限りシンボリックな道路に近い部分から建築を行う。

23) 建設工事中の部分では、周囲から直接内部が見えないように仮囲い等を設置する。また、仮囲いの壁面は、修景に配慮する。

24) 長期間建設が行われず利用されない場合には、暫定的な緑化を行う等、修景に配慮する。

(2)－2 高密度区域における景観形成の基準

注 枠外のア、イ等は各基準の解説とする。

(共通事項)

1) 周辺地区の自然的・社会的・文化的環境との調和を図るとともに、建築物等の整備による効果が周辺に波及するように努める。
また、周辺の住宅地ゾーンの居住環境との調和に配慮する。

ア 各施設の建設・運営は、周辺の土地利用との調和、周辺に開かれた敷地利用、周辺地区整備との関連等、関係者の積極的対応が求められる。

イ 住宅地ゾーンに隣接する場合には、特に居住環境への配慮を十分に行う必要が

ある。

2) 地域の自然的・歴史的・文化的特性を活用しつつ、創意・工夫により、良好な都市景観の形成に努める。

ア 国際的に誇れる、日本を代表する歴史・豊かな地域特性を持つ文化を活かした都市景観が形成されるよう創意・工夫に努める。

3) 良好な都市環境を長期にわたって維持・育成していくため、施設の維持管理に努める。

ア さまざまな工夫、配慮により形成された良好な都市景観は、不断の努力によってはじめて維持、育成することができるものであり、施設の維持管理について計画段階から十分検討しておく。

(建築物)

4) 建築物の高さは中高層を標準とし、シンボリックな景観を演出する。

ア 中心地区として都心的にぎわいのある空間形成を目標に、中高層を標準とするとともに、スカイラインに配慮する。

イ シンボリックな道路沿いでは、中層程度とするとともに、隣地との調和を図る。

ウ 文化学術研究地区周辺部では、可能な限り低層化し、周辺の山並み等と調和を図る。

エ 高層棟は、歩行者に圧迫感が及ばない位置まで道路境界から後退させる。

5) 建築物の意匠、形態及び色彩は、隣地、周辺の山並み等との調和を図る。

ア 屋根の形態は、周辺の山並み等と調和する形態を標準とし、スケール感に留意する。

イ 屋上のフェンス、柵等は、目立たないようにする。

ウ 大規模壁面は、単調にならないように適切に分節する。

エ 文化学術研究地区周辺部では、壁面及び屋根の分節化等により、緑地景観との調和を図る。

オ 色彩は、全体として周辺の緑との調和を図る。(原色の使用は部分に限る。)

カ 高層棟を設ける場合には、周辺の山並み及び都市全体の景観と調和したランドマークとなるよう、その意匠等には十分に配慮する。

キ 交差点部の建物コーナーは、隅切り、入り隅等によりコーナー部の壁面を大きくする等、交差点部を印象付ける要素となるよう意匠には十分に配慮する。

ク 壁面には窓等の開口部を多く設け、外部から建物内のにぎやかさがある程度感じられるようにする。

6) 建築物の道路沿いの1、2階部分は、開放的な形態とし、沿道部でのにぎやかさの演出を図る。

ア シンボリックな道路沿いでは、建物内が見通せるような開放的な壁面、ショーウィンドー等を設ける。

また、夜間のためのウィンドー照明を設置するとともに、シャッター等を設ける場合には、見通しのきくものとする。

- イ 補助幹線道路及び区画道路の沿道のシンボリックな道路に近い部分は、シンボリックな道路から連続するような開放的な壁面、ショーウィンドー等を設ける。
- ウ 1、2階部分では、極力大きな開口部を設ける。

7) 建築設備は、景観阻害要因とならないよう遮へい化、修景等を行う。

- ア 屋上設備は、屋根内に納め遮へいする。やむを得ず屋根内に納められない場合は、建築物と一体的になるようにその形状、意匠に十分配慮する。
- イ 各種配管、配線、水槽等は、極力建物内に納める。やむを得ず設備機器等を屋外に設置する場合は、植栽帯による遮へい、遮へい用壁面の意匠の工夫及び設備機器自体の意匠の工夫を行う。(特に、一般の利用する場所からは遮へいする。)
- ウ 敷地内の電線類は、地下に埋設する。また、これに関連する設備機器も目立たないように設置場所、形態等を工夫する。

8) サービスヤード、ゴミ置き場等は、景観阻害要因とならないよう設置位置に配慮するとともに、十分な修景を行う。

- ア サービスヤード、ゴミ置き場等は、シンボリックな道路沿いには可能な限り設けない。
- イ 位置、向き等を工夫するとともに、周囲に植栽帯を設け、一定の透過性を確保しながらも内部が露見されないようにする。
- ウ 屋外での製品、機械、資材等の貯蔵は、行わない。

(工作物)

9) 工作物については、周辺の山並みや緑、周囲の建築物等と調和するよう意匠、形態、色彩等に十分配慮する。

(土地の形質の変更)

10) 外構は、可能な限り開放的にし、緑化等によるアメニティの向上に努める。

- ア 可能な限り公開的空地、建物内外の開放的な通路等を設ける。また、これらのスペースが車道等により分断されないように配慮する。
- イ 敷地が角地の場合には、交差点コーナー部で歩道と一体となる公開的空地を設ける等交差点を印象付けるように外構を工夫する。
- ウ 道路沿いの非建ぺい部分の植栽は、街路樹と調和させるとともに、道路から建物が見通せるように、また、敷地内に庭園等を設けた場合には、それらが道路から享受できるように樹木の密度、高さ等を工夫する。樹種は、地域の植生、季節感のある花木等選択に工夫する。
- エ 敷地の周囲には、塀等は設置しない。
- オ 道路沿いの路面、公開的空地等の舗装は、歩道部分との調和に配慮する。
- カ 建物の出入り口に至る部分、出入り口周辺、公開的空地等には、モニュメント、噴水、花壇の設置等のアメニティが高まるような工夫を積極的に行い利用者が心地良く利用できるように工夫する。

1 1) 駐車場は、景観阻害とならないよう設置位置に配慮するとともに、十分な修景を行う。

ア 駐車場は、シンボリックな道路沿いには可能な限り設けない。

イ 駐車場では、内部を仕切る植栽帯の設置、質の高い舗装材を用いる等、修景に配慮する。また、周囲には、植栽帯、マウンド等を設け、道路、公開的空地等から目立たないようにする。

1 2) 夜間の景観に配慮するとともに、設置するストリートファニチュア等の配置・意匠を工夫する。

ア シンボリックな道路沿いの公共性の高い建物には、建築物の外壁照明を設置する。

イ 道路沿いの植栽帯、公開的空地等には、効果的な樹木照明、街路照明等に十分配慮する。

ウ 敷地内に設置する照明機器、ストリートファニチュア等は、建物及び周囲の環境に調和するよう意匠には十分配慮する。

エ 商業施設が集積する部分については、特に夜のにぎやかさが演出されるようにショーウィンドー等の照明を工夫する。

1 3) 敷地への進入口はできるだけ制限し、シンボリックな道路からは一箇所以内とするものとする。

(屋外広告物)

1 4) 屋外広告物(以下広告物という。)は、美観風致を良好に保ち、周囲の景観と調和したものとする。

ア 広告物のデザインは周囲との景観の調和に工夫するものとする。

イ 広告物は自己の事業に関するものに限り京都府屋外広告物条例第12条の3の規定により規則で定められた基準に該当するものを、1建築物当たり5箇所以内とする。

ウ 建築物の壁面から突出する広告は、低層郡に限り1箇所以内とする。

エ 建築物の屋上を利用した広告は、設置しない。

オ 壁面(上層部)の広告は、控え目にし、かつ建物と一体となったデザインとする。

(緑化)

1 5) 敷地利用の計画に当たっては、適切な位置に十分な緑化スペースの確保を図るものとする。

※ ここでいう「緑化スペース」とは、敷地外周部の沿道植栽帯、隣地境界植栽帯、敷地内の植栽地、庭園、屋外運動施設、広場、池、リザーブ用地等の非建ぺい地をいう。

ア デザインのなされた緑化スペースを十分確保し、ゆとりのある環境の創出が望まれる。

イ 緑化スペースは、できる限り植栽を行うものとし、地肌の露出する部分は原則

として芝、ササ等の地被植物によるグラウンドカバー又は砂利敷等の処理を施すものとする。

- ウ 文化学術研究地区周辺部の建物の位置は、緑地等の確保のため、文化学術研究地区境界から後退させる。
- エ 尾根部分の文化学術研究地区境界沿いには、植栽帯を設け、足元の緑量を確保する。
- オ 尾根部分以外の文化学術研究地区境界沿いには、ボリューム感のある植栽帯を設ける。

16) 緑化スペースは、一般の人も利用することができるよう配置・運営に努めるものとする。

- ア 確保された緑化スペースは、可能な限り多数の人が利用できるように努力する。また、イベント、展示等緑化スペースの性格に応じた使い方を工夫する。
- イ コーナー部のスポットパーク化、沿道植栽帯の散策路化、歩道との一体化によるにぎわいの演出等公開的空地として多様な開放形態を検討する。

17) 敷地面積における緑化面積の割合は、別表以上を確保するものとする。

- ア 緑化面積には樹木、草花、芝等の植栽地のほか、池、噴水、水流等の修景施設を含むものとする。
- イ 地上以外の緑化について、地上の緑化面積と同等以上に景観上の効果が認められる場合は、地上の緑化面積相当分を緑化面積に含むものとする。

18) 敷地内の緑化に当たっては、保全されている樹木及び表土を尊重し、できるだけ連続感を保たせるよう計画するものとする。

- ア 自然地形上、里山景観上の重要な箇所等については、開発行為に当たって樹木及び表土が保全されている箇所があり、緑地計画立案時には、十分尊重する。
- イ 歩道植栽と沿道植栽との一体化、沿道植栽帯と敷地内の植栽地の連続、隣地境界植栽帯の連続、一体化等に留意し、緑の豊かさ及び開放的な雰囲気を生み出すと同時に建築物等との調和に配慮した計画とすること。
- ウ 植栽帯、街路樹と調和させるとともに、道路から建物が見通せるように、また、敷地内に庭園等を設けた場合には、それらが道路から享受できるように樹木の密度、高さ等を工夫する。
- エ 地域の既存植物種（アカマツ、コナラ、クヌギ、竹等）にも配慮した植栽を行うとともに、周辺の既存林を含めて一体的な緑の景観づくりに努めるとともに、季節感のある花木等選択にも工夫する。

(その他)

19) 段階的建設を行う場合には、将来の可能性を明確にし、全体としての調和を図るものとする。

- ア ある定められた敷地内に、どのような施設を配置していくかを考える場合、全体像を把握しておかねばならない。こうした全体計画を十分に検討し全体としての調和を図る。

20) 建築工事中の部分では、周囲から直接内部が見えないように仮囲い等を設置する。また、仮囲いの壁面は修景に配慮する。

21) 長期間建設が行われず利用されない場合には、暫定的な緑化を行う等、修景に配慮する。

(3) 景観形成基準の適用に関する特例

知事が当該建築物又は工作物が存する地域の景観形成に支障がないと認めたものについては、その認定の範囲内において景観形成の基準を適用しないことができるものとする。ただし、認定を行うにあたっては、あらかじめ京都府景観審議会（関西文化学術研究都市景観部会）の意見を聴かなければならないものとする。また、知事は、認定を行うにあたっては、地域の景観形成を図る観点から、必要な範囲において条件を付すことができるものとする。

別表

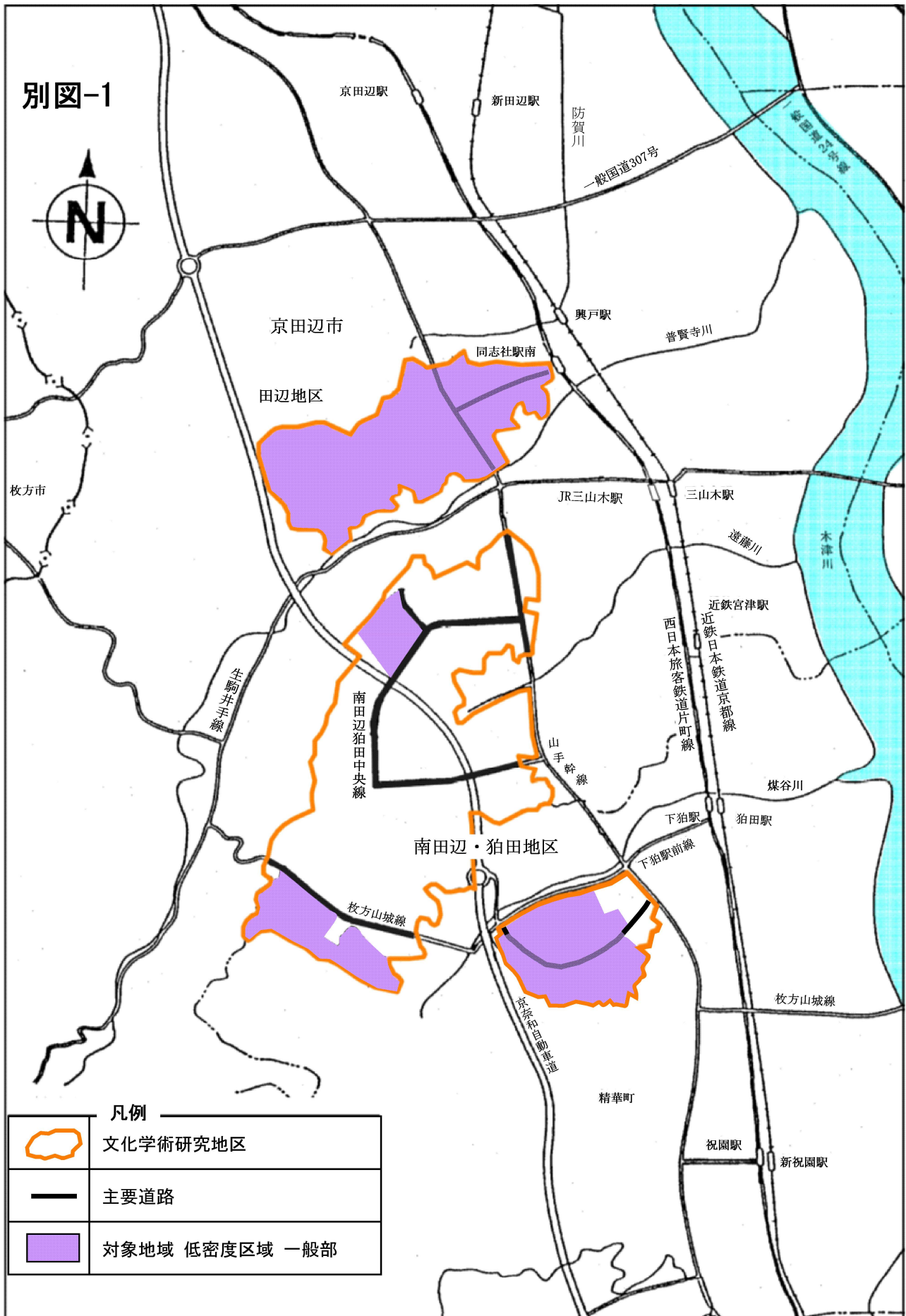
		施設例示	敷地面積に対する 緑化面積の割合	壁面後退距離		植栽帯の幅・ 門の後退距離	備考
低 密 度 区 域	一般部	文化学術研究施設 研究開発型産業施設 研究支援型産業施設	30%	主要道路界 文化学術研究地区界	10m	5m	原則40mとし、部分的な突出等は除く。
				主要道路の内都市計画道路精 華大通り線界の京奈和自動車 道以西の区域	40m	5m	
				その他の道路界 隣地境界	5m	3m	
	精華・西木津中 ・小規模建築物 景観誘導ゾーン	文化学術研究施設 研究開発型産業施設 研究支援型産業施設	30% ただし、小規模建築物景 観誘導ゾーンの小規模敷 地については、10%を 目途とする。	メイン道路界	2m	-	中層部分については、圧迫感 を排除するため、適切にセッ トバックを行うこと。また、 各ゾーンに設定された地区計 画の規程に適合させること。
				その他の道路界 隣地境界	1.5m		
	木津中規模建築 物誘導ゾーン	文化学術研究施設 研究開発型産業施設 研究支援型産業施設	30%	主要道路界	10m	5m	
その他の道路界 隣地境界				1.5m	-		
高密度区域	文化学術研究交流施設 文化学術研究施設 研究開発型産業施設 研究支援型産業施設 新しい都市型産業施設 都市的サービス施設	10%	-	-	-		

注1 高密度区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が商業地域として定められている区域及び精華・西木津地区の準工業地域のうち、同法同条第3項第2号イの規定により都市計画において容積率が400%と定められている区域を「高密度区域」とし、それ以外の区域を「低密度区域」とする。

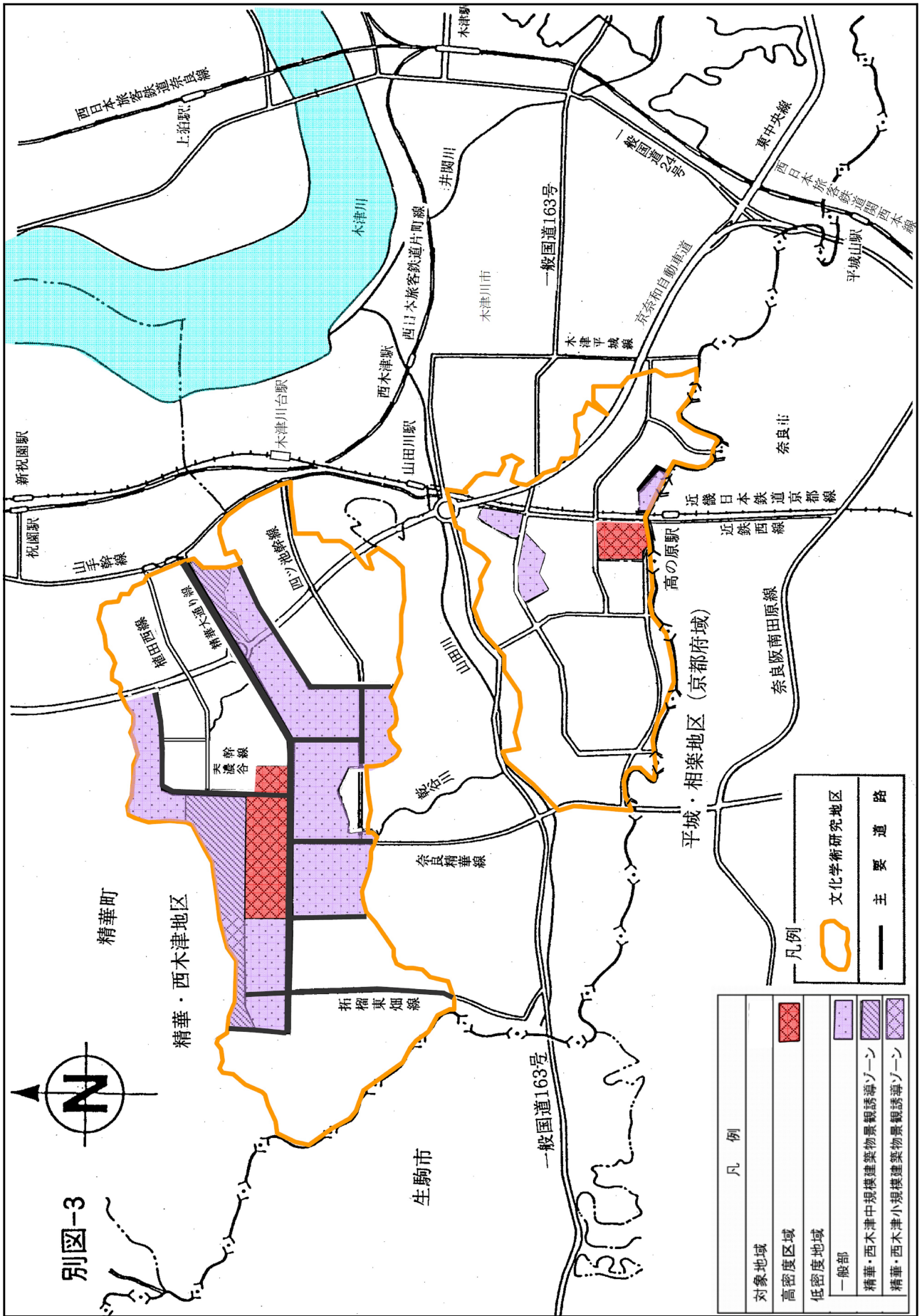
注2 中規模建築物景観誘導ゾーン、小規模建築物景観誘導ゾーンは低密度区域において設定し、別図に示す区域とする。

注3 主要道路とは、都市計画道路及びこれに準ずる道路並びに住宅地ゾーンに隣接する道路等で、別図に示すものとする。

メイン道路とは、注・小規模建築物景観誘導ゾーンに隣接する区画整理事業で整備された道路。主要道路沿道に注・小規模建築物誘導ゾーンが設定された場合は、当該部分沿道の壁面後退距離及び植栽帯の幅・門の後退距離は、メイン道路の制限を適用する。



本図は、おおむねの区域を示したものである。(別図-2、別図-3において同じ)




別図-3

6 届出等の対象行為

景観法の届出（国の機関又は地方公共団体が行う行為については通知）の対象の行為は次の表の建築物の建築等、工作物の建設等及び土地の形質の変更等に係る対象行為とし、整備計画の提出の対象行為は次の表すべての行為の種類に係る対象行為とする。（建築物の建築等及び工作物の建設等の対象行為以外の行為を景観法第16条第7項第11号の規定により条例で定める行為とし、土地の形質の変更の対象行為を景観法第16条第1項第4号の規定により条例で定める行為とする。）

	行為の種類	対象行為												
文化学術研究ゾーン及びセンターゾーン	建築物の建築等※	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡以内の行為を除く） (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（当該行為に係る部分の見付面積の合計が10㎡以内の行為を除く）												
	工作物の建設等※	(1) 工作物の新設、増設、改築又は移転（対象工作物以外の行為を除く） (2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（対象工作物以外の行為及び対象工作物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が総見付面積の2分の1以内の行為を除く） (対象工作物)												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>工作物の種類</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煙突</td> <td>高さが6mを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>RC柱、鉄柱の類</td> <td>高さが1.5mを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>広告塔、広告板、装飾塔、記念塔の類</td> <td>高さが4mを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>高架水槽、サイロ、物見塔の類</td> <td>高さが8mを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>擁壁</td> <td>高さが2mを超えるもの</td> </tr> </tbody> </table>	工作物の種類	規模	煙突	高さが6mを超えるもの	RC柱、鉄柱の類	高さが1.5mを超えるもの	広告塔、広告板、装飾塔、記念塔の類	高さが4mを超えるもの	高架水槽、サイロ、物見塔の類	高さが8mを超えるもの	擁壁	高さが2mを超えるもの
	工作物の種類	規模												
	煙突	高さが6mを超えるもの												
RC柱、鉄柱の類	高さが1.5mを超えるもの													
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔の類	高さが4mを超えるもの													
高架水槽、サイロ、物見塔の類	高さが8mを超えるもの													
擁壁	高さが2mを超えるもの													
土地の形質の変更※	建築物又は対象工作物の敷地内で行う土地形質の変更（当該行為に係る面積の合計が10㎡以内の行為を除く）													
シンボリックな道路の新設等	シンボリックな道路の新設又は改良													
シンボリックな道路沿道の大規模公共施設の新設等	(1) シンボリックな道路沿道の大規模な公共建築物の新築、増築、改築又は移転（当該行為に係る部分の床面積の合計が3,000㎡以内の行為を除く） (2) シンボリックな道路沿道の建築物の外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更（床面積が3,000㎡以内建築物における行為及び当該行為に係る部分の見付面積の合計が総見付面積の1/2以内の行為を除く） (3) シンボリックな道路沿道の公園（近隣公園、地区公園）の新設又は改良													

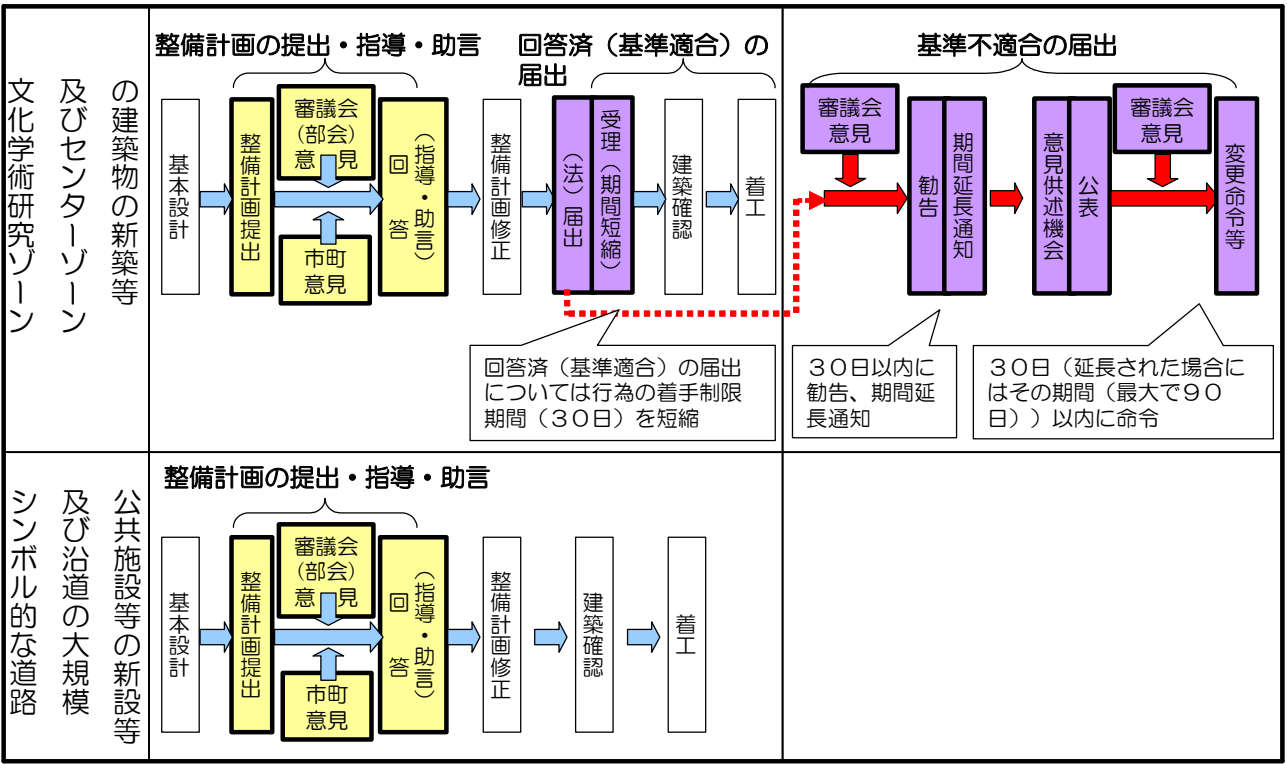
：景観法届出等の対象の行為
（広告塔、広告板を除く）

：整備計画書の提出の対象の行為

※建築物の建築等、工作物の建設等及び土地の形質の変更に係る対象行為を、景観法第16条第1項の規定により、あらかじめ知事に対して届出なければならない行為（国の機関又は地方公共団体が行う行為については景観法第16条第5項の規定により通知しなければならない行為）とする。

7 整備計画の提出と届出等のフロー

建築物（建築確認を要する場合）の新築等に係る、標準的なフローは次表で示すとおり。なお、基準不適合の届出のフローについては勧告、公表を経て変更命令等を行う場合のものを示している。



注 審議会：京都府景観審議会
 注 審議会(部会)：京都府景観審議会関西文化学術研究都市景観部会

